

## 医療費通知を活用した医療費控除の簡素化

# 平成 30 年 1 月からの対応は見送り

国民健康保険事務共同電算処理委員会



国民健康保険事務共同電算処理委員会が 10 月 31 日、本会で開かれた。本会の山村一美保険者支援部長が「例年の委員会であれば年明け開催となっていますが、今年度は来年 1 月に次期国保総合システムのリブレース、平成 30 年度 4 月には国保情報集約システムの稼働を控えていることから、10 月末での開催とさせていただきます。年明けからは両システムの連携テストを準備していく予定となっておりますのでご理解をお願いいたします」と開会挨拶をした。

この後、今年 3 月末付の「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布」（平成 30 年 1 月 1 日から施行）で通知された「医療費通知を活用した医療費控除の申請手続きの改正」の取り扱いについて協議した。これは、医療保険者が交付する医療費通知を医療費の明細書として確定申告書に添付した場合には医療費の領収書の保存を要しないというもの。ただ、医療費通知を医療費控除申請用に使用するためには国が示す記載項目（6 項目）を満たしていることが前提となっている。京都府内においては 37 保険者のうち 32 保

険者が本会に医療費通知を委託しているが、記載項目のうち、被保険者又はその被扶養者が支払った医療費の額（自己負担額）については記載していない。

当委員会では▽国においても自己負担額における考え方などが現時点において定まっていない▽記載項目の変更に伴いシステム改修が想定される一などから「平成 30 年 1 月からの医療費通知を活用した医療費控除の簡素化への対応は難しく、国や他府県の今後の動向を見ながら対応したい」として、30 年 1 月からの実施は見送ることに決めた。

これを受け、医療費通知はがきの裏面の広報レイアウトを削除して、「この医療費通知は、医療費控除の申告手続きで医療費の明細書として使用することはできません」との文言を見やすい大きさに掲載することにした。

続いて本会担当者が①高額療養費算定業務の国保総合システム移行について②次期国保総合システム移行について③国保情報集約システムの共同処理について、それぞれの現状や今後のスケジュールについて説明した。